

高知くらしの護身術

132

ヤミ金融

個人情報教えないで

(2009年6月2日掲載原稿)

センターに寄せられる相談のなかで、無登録の貸金業者、いわゆるヤミ金融に関するものは決して少なくありません。

例えば「電話で融資を申し込んだが保証金ばかり何度も請求され、いつまでたっても融資がされない」というものや「30万円の融資を申し込んだが口座に2万円しか振込みがないうえに1週間毎に4万5千円と高利の返済を続けさせられている」などという相談です。

ヤミ金融の多くは電話やダイレクトメール、雑誌広告等で①1～10%前後の低金利②無担保融資で債務を一本化③他店で断られた方歓迎等、すぐに誰にでも融資をするかのように宣伝していますが、目的は保証金を騙し取ったり、嫌がらせをしてお金を払わせることなのです。

このような広告、ダイレクトメール等を見て不用意に電話をすることは大変危険です。電話をすると必ずといっていいほど職場名、職場の電話番号や家族の電話番号を聞かれますが、絶対に教えないでください。個人情報を教えてしまうと返済をストップした途端に勤務先や家族にまで嫌がらせの電話が執拗にかかってくるため、精神的に参ってしまう事も多く、中には自殺してしまう人もいます。

借りなくても、電話ただけで嫌がらせを受けることもあります。

お金を払ってしまった方や嫌がらせ電話に困っている方は早く警察に相談してください。

貸金業者は財務局長や都道府県知事への登録が必要ですが、登録番号はセンターで調べることができます。この業者はヤミ金融ではないかと思ったらセンターにお電話ください。

また、センターでは債務整理の相談をお受けしていますので借金でお困りの方はぜひ一度お電話ください。